

「made in くらしき」応援事業の商品登録募集要領

【事業趣旨】

大規模小売店と連携し、コロナ禍のみならず、原油価格・物価高騰などで影響を受けた市内製造事業者の支援を目的に、製造・販売元が倉敷市内の商品の流通拡大に向け実施するもの。

【応援商品とは】

次のいずれかに該当する商品

- ①生産・製造場所が倉敷市内にある商品（企画・販売を含む）
- ②市の「くらしき地域資源（特産品）」登録商品

商品例

味噌・しょう油・ソースなどの調味料
野菜・果物・豆腐・つまみ・酒・菓子などの食料品
衣類・小物・ブルーシート・雑貨などの日用品

【募集期間】

令和5年5月22日（月）～令和6年2月16日（金）（随時受付）

※令和4年度までに登録している商品は新たに登録の必要はありません。

ただし、登録商品の情報のうち「商品名」「商品規格」「価格」等について追加・変更がありましたら再度、申込書の提出が必要です。

【登録商品の用途】

「made in くらしき応援キャンペーン」での販売

キャンペーン期間中に、スーパー、百貨店、ホームセンターなどの大規模小売店舗が、登録された「応援商品」の専用売場を設けてPRし、販売を促進する。（商品の選定は大規模小売店舗が行います。）

【申込方法】

別紙「made in くらしき」応援事業 商品登録申込書をEメールもしくはFAXにて申込みすること。

【備考】

登録商品の情報は卸・小売事業者に情報提供するほか、「事業者名」「商品名」「商品規格」について市ホームページで公表。

【申込・問合せ先】

倉敷市商工労働部商工課（担当：小寺、佐伯）

TEL：086-426-3406 FAX：086-421-0121

E-mail：cmind-01@city.kurashiki.okayama.jp